



秋田県公報

目 次

公安委員会規則

○秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則（五）

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第5号

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3 月29日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和32年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

57人	90人	150人	106人	127人	530人	240人
29	84	370	432	428	1,343	158
86	174	520	538	555	1,873	398

別表中

を

56人	84人	148人	111人	150人	549人	242人
-----	-----	------	------	------	------	------

に改める。

29	84	354	445	432	1,344	156
85	168	502	556	582	1,893	398

附 則

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番二号
購読料金 一月三千五百円

印刷所
印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 062-8766 FAX 063-0005
E-mail: matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄